

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

- 外部のアイデアやリソースを活用し、新たな価値を創造しこの方法を通じて多様な視点や革新的なアイデアを取り入れ、競争力を高めることに取り組む。
- 取引先との脱・低炭素化技術の共同開発や生産工程の脱・低炭素化、これらの活動を通じて、環境に配慮した持続可能な経済活動を推進することを目指します。
- 健康増進施策の共同実施や健康経営に関するノウハウの共有などを通じ、取引先の健康促進と働きやすい環境整備に貢献します。

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。なお、下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意します。

#### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

#### ②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

#### ③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

#### ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

### 3. その他（任意記載）

- 事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で“50/50（ファイティ・ファイティ）”となるように分かち合います。
- 約束手形の利用の廃止に向けて、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。
- 私達は、パートナーシップ構築宣言を掲げます。お客様や取引先企業との協力関係をより強固なものにし、共に成長し持続可能な未来を築き上げることを約束します。品質、信頼性、そしてイノベーションを追求し、相互の利益と価値を最大化するため、開かれたコミュニケーションと誠実な協力を大切にします。私たちは責任ある企業として、お互いの成功を支え合い、社会に貢献する使命を共有します。」
- 私達は、取引先との間で不当な取引を行わず、常に合理的な依頼や交渉を大切にします。お互いが公正な条件のもとで信頼関係を築き、相互の利益を考慮しながら良好な取引を進めることを目指しています。我々の行動は、公平さと合理性を基準にし、持続可能なパートナーシップの構築に向けた取り組みを目指します。

2023年12月6日

サイトウ看板店      代表 齊藤 直樹  
企業名                    役職・氏名

(備考)

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。